

(5) 具体的な事業実施例【鶴岡市】

① 旗竿地の老朽危険空き家の除却を行った例

【除却前】



【除却後】



【背景】

旗竿地にある戸建て住宅1軒と4軒分の長屋が老朽危険空き家となっていた。

解体しようにも所有者は資力に乏しい。このため、隣接者からこの敷地のおおむね南半分を買ってもらい、当該代金をあわせて老朽空き家解体した。

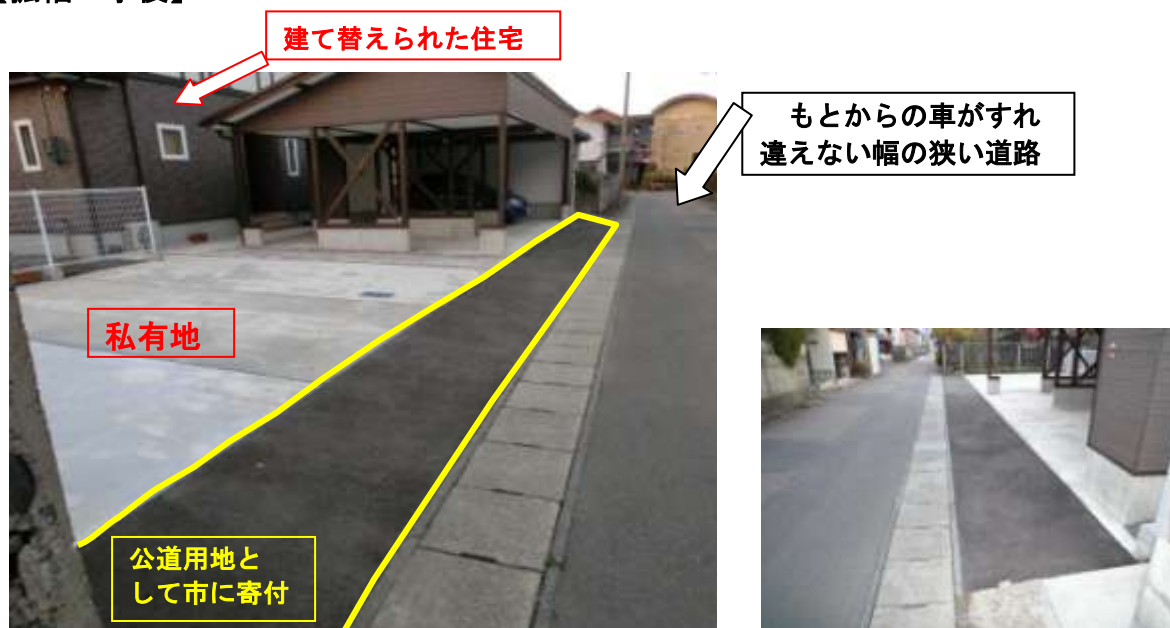
なお、当該敷地は旗竿地のため、別の空き家を解体した際には、接道義務を満たす通路を確保することで事業を推進した。

② 狭あい道路の解消となった例

【拡幅工事前】



【拡幅工事後】



【背景】

中心部の住宅密集地。右側の市道については、道幅が狭く車がすれ違うことも困難であった。このため、写真左側の住宅の敷地は、接道義務を満たさず、住宅の建て替えができない土地だった。このため、ランド・バンク事業を利用して、写真の黄色の部分（約1mほどの幅）の私有地を鶴岡市に道路用地として寄付した。

これにより、狭あいであった市道もこの場所で車がすれ違えることとなり、住環境の改善につながった。

③ 狭あい道路沿いにある空き家の除却を行い、道路用地を確保した例

【空き家解体前】



【空き家解体後】



【背景】

空き家解体前の写真の右上の戸建て空き家2棟について、空き家2件を除却の際、狭あい道路のため、敷地の一部を道路用地として提供いただいた。

なお、現況は行き止まりの狭あい道路であり、売却先が決まり次第、敷地の一部を道路用地として活用する予定。

資料編

参考資料①-1

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の概要

背景

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）

参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

定義

○ 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）

○ 「特定空家等」とは、
① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

空家等についての情報収集

- 市町村長は、
 - ・ 法律で規定する限度において、空家等への調査（9条）
 - ・ 空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11条）

空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13条）

特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14条）

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）。このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。

施行日：平成27年2月26日（※関連の規定は平成27年5月26日）

出典：国土交通省ホームページ

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（全文）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹

の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令に定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（注）下線は、県で付した。

参考資料

空き家に関する関係法令（抜粋）

○ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）

（空き家に係る除排雪等の管理の確保）

第十三条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家（建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

（維持保全）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 （省略）

（違反建築物に対する措置）

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2～11（省略）

12 特定行政庁は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要

な措置をとることを命ずることができる。

4 (省略)

(敷地等と道路との関係)

第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

一 ～二 (省略)

○ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の三の二 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十二項を除く。）の規定の適用を受けるものを除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十二項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十二項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一 住宅用地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地

二 住宅用地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数（以下この条及び第三百八十四条第一項において「住居の数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

(固定資産税の減免)

第三百六十七条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

○ 行政代執行法（昭和 25 年法律第 43 号）

第一条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(注) 下線は、県で付した。

参考資料

市町村における空き家等に関する条例等の制定状況 (平成26年12月1日現在)

NO	市町村名	条例							規定内容									
		条例の名称	施行時期			制定目的			情報	調査	助言	命令	立入	公表	代執行	応急	罰則	
			年	月	日	安心安全	生活環境	その他										
1	寒河江市	寒河江市空き家等の適正管理に関する条例	H	25	7	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
2	村山市	村山市空き家等の適正管理に関する条例	H	26	12	1	○	○		○	○	○	○	○			○	
3	天童市	天童市空き家等の適正管理に関する条例	H	25	10	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
4	東根市	東根市空き家等の適正管理に関する条例	H	26	1	20	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
5	河北町	河北町空き家等の適正管理に関する条例	H	26	7	1	○	○	○ 景観	○	○	○	○	○			○	
6	西川町	西川町空き家等の適正管理に関する条例	H	24	11	1	○			○	○	○	○	○				
7	朝日町	朝日町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	1	1	○	○	○ 景観	○	○	○	○	○				
8	大江町	大江町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○			○	○	○	○	○				
9	米沢市	米沢市家屋等の安全管理に関する条例	H	25	10	1	○				○	○		○			○	
10	長井市	長井市空き家等の適正管理に関する条例	H	26	4	1	○	○		○	○	○	○	○			○	
11	高島町	高島町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	6	18	○	○	○ 景観	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	川西町	川西町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	6	1	○	○		○	○	○	○	○			○	
13	飯豊町	飯豊町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○	○	○ 景観	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	新庄市	新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例	H	25	1	1	○			○	○	○		○				
15	尾花沢市	尾花沢市空き家等の適正管理に関する条例	H	26	4	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	大石田町	大石田町空き家等の適正管理に関する条例	H	26	4	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	金山町	金山町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○			○	○	○		○			○	
18	最上町	最上町空き家等の適正管理に関する条例	H	24	12	20	○	○		○	○	○	○	○			○	

NO	市町村	条例の名称	年	月	日	安心安全	生活環境	その他	情報	調査	助言	命令	立入	公表	代執行	応急	罰則
19	舟形町	舟形町空き家等の適正管理に関する条例	H	24	4	1	○	○	○	○	○	○	○				
20	真室川町	真室川町空き家等の適正管理に関する条例	H	24	7	1	○	○	○	○	○	○	○				
21	大蔵村	大蔵村美しい村づくり条例	H	22	4	1	○	○	○	○			○				
22	鮭川村	鮭川村空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○		○	○	○	○	○			○	
23	戸沢村	戸沢村空き家等の適正管理に関する条例	H	24	10	1	○	○	○	○	○	○	○				
24	鶴岡市	鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例	H	25	4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	酒田市	酒田市空き家等の適正管理に関する条例	H	24	7	1	○	○	○	○	○	○	○				
26	庄内町	庄内町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	7	1		○	○	○	○	○	○				
27	三川町	三川町空き家等の適正管理に関する条例	H	26	9	1	○	○	○	○	○	○	○				
28	遊佐町	遊佐町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合 計									27	28	28	24	27	24	9	17	3

(注) 1 当事務所の調査結果による。

2 条例の「制定目的」は、条例制定の主な目的としているものを区分したものである。

3 「規定内容」の各欄の意味は、次のとおりである。

- ① 「情報」：管理不全な状態にある空き家等に係る住民等からの情報提供
- ② 「調査」：情報提供を受けたとき、又は必要に応じ、空き家等の状態等を調査すること
- ③ 「助言」：当該空き家等の所有者等に対し、空き家等を適正に維持管理するよう助言又は指導すること、また、助言、指導を行ったにもかかわらず、当該空き家等が管理不全な状態であるときに、当該所有者等に対し勧告すること
- ④ 「命令」：勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に応じないとき、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう命ずること
- ⑤ 「立入」：条例の施行に必要な限度において、職員に空き家等に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させること
- ⑥ 「公表」：命令を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときに、その旨を公表することができること
- ⑦ 「代執行」：命令を受けた所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、所有者等に代わって行政が執行すること
- ⑧ 「応急」：人の生命、身体又は財産に対し、危害が切迫した場合において、その危害を予防し、又は損害の拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができること
- ⑨ 「罰則」：命令を受けた者で正当な理由なくその命令に従わないものに対する過料のこと

出典：「空家の適正管理に関する調査」の結果（総務省山形行政評価事務所）

参考資料④

山形県空き家活用支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 空き家の適正管理、活用、解体について、所有者及び住み替え希望者に対する相談体制を整備して老朽危険空き家の発生を抑制することにより、快適な住環境の確保と活力ある地域づくりを促進することを目的に、山形県空き家活用支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(実施事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 空き家活用相談体制の整備及び相談業務に関すること。
- (2) 空き家活用及び中古住宅流通促進に関すること。
- (3) その他空き家対策を推進する上で必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は別表に掲げる団体及び機関をもって構成する。

2 協議会の会長は、山形県住宅供給公社専務理事をもってあてる。

(会議)

第4条 協議会は会長が招集する。

2 協議会は必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、山形県住宅供給公社に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成26年11月6日から施行する。

別 表 (第3条関係)

	団体・機関名	備 考
1	山形県住宅供給公社	
2	公益財団法人山形県宅地建物取引業協会	
3	公益財団法人全日本不動産協会山形県本部	
4	山形県企画振興部市町村課	
5	山形県県土整備部管理課	
6	山形県県土整備部県土利用政策課	
7	山形県県土整備部建築住宅課	